

社会福祉法人芙蓉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芙蓉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び業務執行理事に対する報酬額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第23条の規定に準ずる額を支給する。
- (3) 報酬等の支給方法及び支給日は、職員の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

(理事、監事及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 理事長、業務執行理事及び当法人の職員を兼ねる役員を除く理事、監事、並びに評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事会、監事会、評議員会、その他法人業務のために出席した場合の日当は、別表2に定める額を支給する。
- (2) 前号の報酬等はその都度支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

なお、理事長を兼務する職員については、雇用保険の被保険者資格は喪失する。

(報酬等の支給時期)

第6条 第3条及び第5条に定める報酬等の支給時期については、月の中途中に就任した場合は、当月分は支給せず翌月分より支給する。また、月の中途中に退任し、又は解任された場合は、当月分まで支給する。

(旅費)

第 7 条 法人業務のために出張した場合は、社会福祉法人芙蓉会旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給する。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 20 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 24 日より施行する

別表 1

役職名	勤務形態	報酬月額
理事長	常勤(週5日出勤)	600,000円
理事長	非常勤(※)	150,000円
業務執行理事	常勤(週5日出勤)	400,000円

※ 少なくとも週1日出勤する場合

別表 2

役職名	報酬日額
理事	12,000円
監事	12,000円
評議員	12,000円

別表 3

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて以下の役員報酬を支給する。

役職名	報酬月額
理事長	200,000円
業務執行理事	100,000円